

高津区上作延地区 住居表示検討委員会 第2回

次 第

日 時：令和3年11月17日（水）午後4時から午後5時まで

場 所：高津区役所5階第2・3会議室

1 挨拶 市民文化局戸籍住民サービス課長

2 議 題

(1) 新町界（案）について 【資料1-1、1-2、1-3】

(2) 新町界（案）のお知らせ（案）について 【資料2】

(3) 新町名（案）について 【資料3】

(4) その他

3 配付資料

資料1-1 平瀬川北側・町割案、平瀬川南側・町割案

資料1-2 新町界（案）・議論の要点【小委員会】

資料1-3 上作延地区の新町界（案）

資料2 上作延地区の新町界（案）について

資料3 上作延地区の新町名（案）について

（事務局）

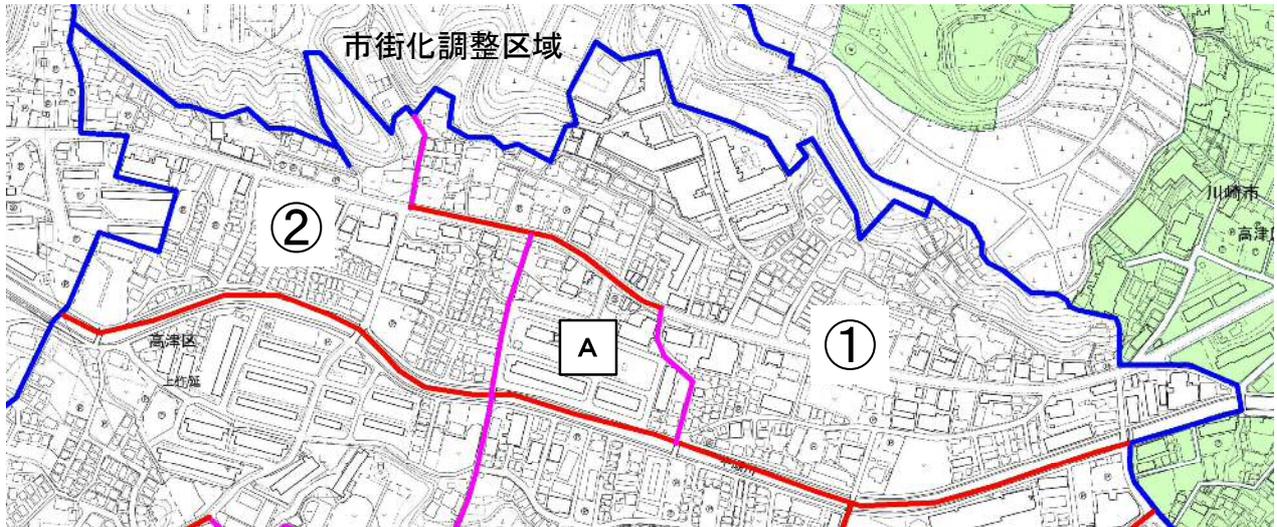
川崎市市民文化局戸籍住民サービス課

担当：田中、平山、萩本

電話：044-200-2736

平瀬川北側・町割案（想定街区数 50）

案 2 赤色線：公道であり町界にできる線
 桃色線：公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線

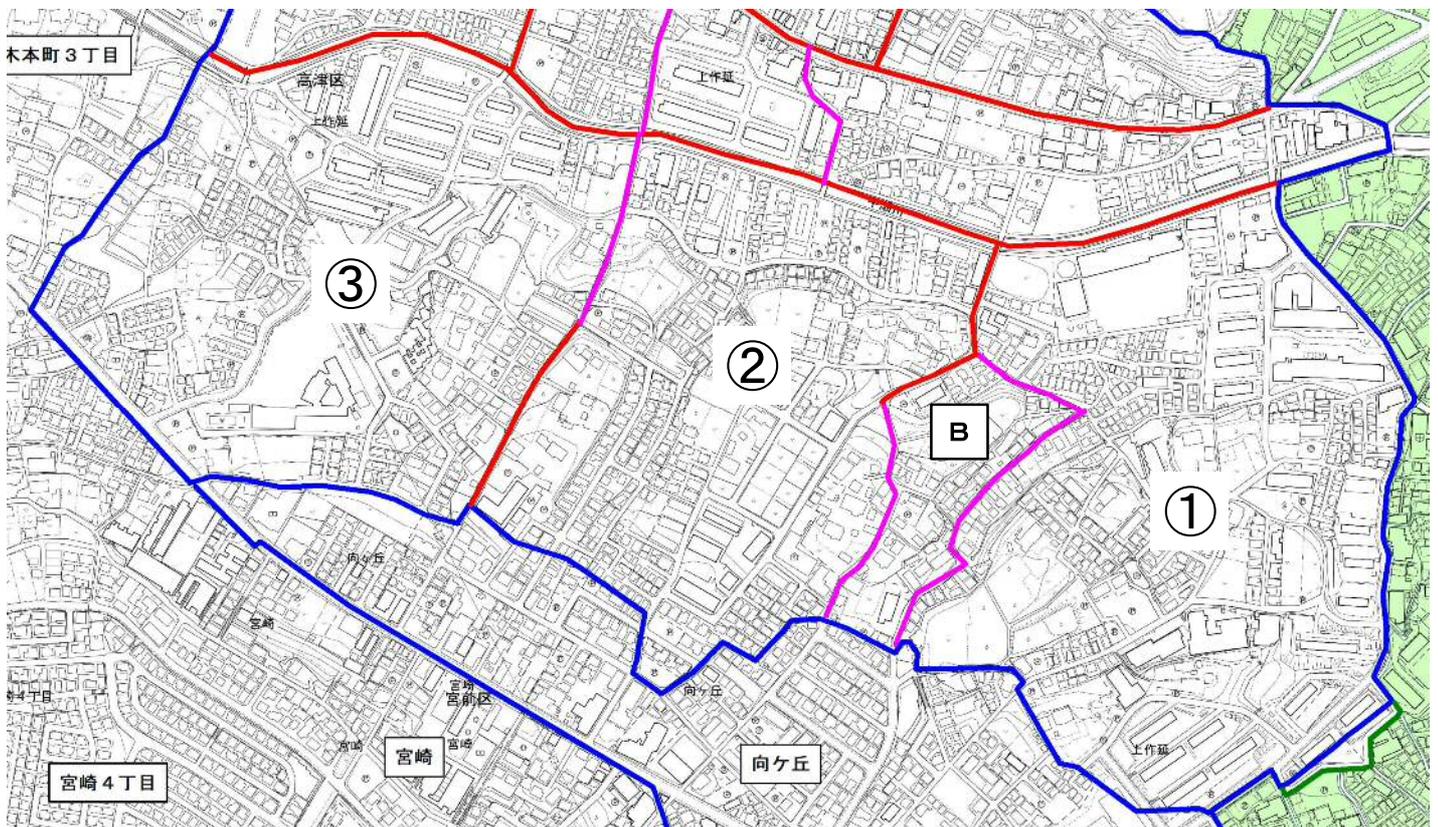


組合せ 1：①+A（30街区） ②（20街区）

組合せ 2：①（25街区） ②+A（25街区）

平瀬川南側・町割案（想定街区数 110）

案 2 赤色線：公道であり町界にできる線
 桃色線：公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線



組合せ 1：①+B（45街区） ②（35街区） ③（30街区）

組合せ 2：①（35街区） ②+B（45街区） ③（30街区）

【資料 1 - 2】

新町界（案）・議論の要点【小委員会】

平瀬川 北側	<ul style="list-style-type: none">・案 1 は、町界は分かりやすいが、町の形は東西に長い。・案 2 は、町の形状がこぢんまりしており、分かりやすい。・案 2 は、組合せ 1 のように①とAを 1 つにすることで町界線が南側の町界線にも延長してつながるので、町全体として分かりやすくなる。
-----------	--



案 2 ・ 組合せ 1

平瀬川 南側	<ul style="list-style-type: none">・案 3 と案 4 は、町数は増えるが、町割りは案 2 が分かりやすい。・案 2 は、組合せ 1 のように①とBを 1 つにすることで町界線が直線的になり、町割りが分かりやすくなる。
-----------	--



案 2 ・ 組合せ 1

上作延地区の新町界（案）

住居表示実施対象外
・市街化調整区域
・緑ヶ丘霊園

平瀬川北側・案2 組合せ1

平瀬川南側・案2 組合せ1

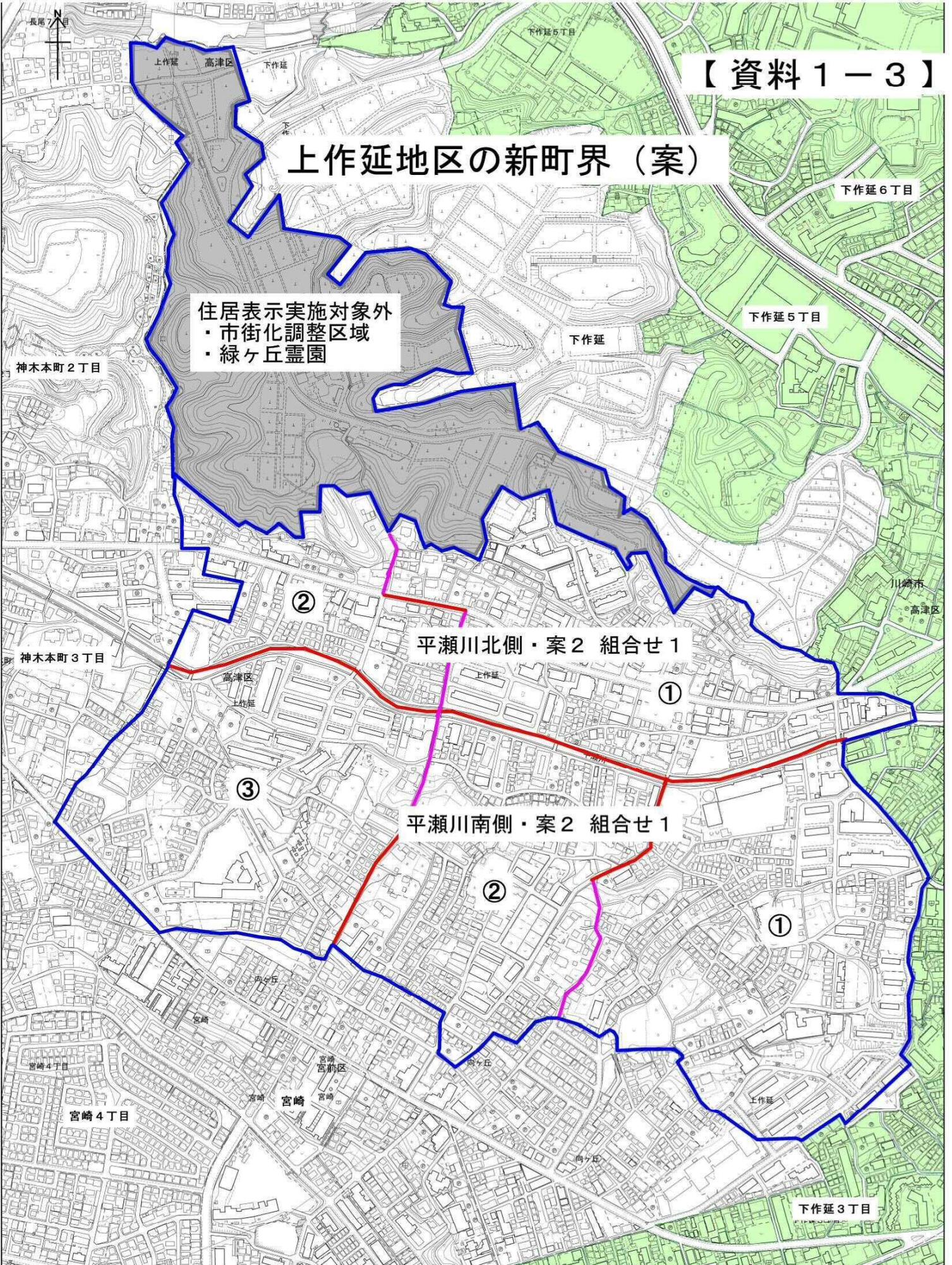
②

①

③

②

①



重要なお知らせ

(案)

【資料2 表面】

令和3年12月

お住まいの皆様へ

上作延地区住居表示検討委員会
委員長 浅田 幾美

上作延地区の新町界（案）について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当検討委員会において、住居表示について検討を重ね、現在、上作延地区を5つに分ける町界の案がまとまりましたので、お知らせいたします。

また、御意見等がございましたら、検討委員もしくは事務局まで御連絡をお願いいたします。

今後の活動について

引き続き、皆様の御意見を賜りながら、令和5年以降の実施に向けて、川崎市等と協議を行ってまいりますので、御理解・御協力の程、よろしくをお願いいたします。

住居表示の実施予定区域について（裏面参照）

上作延地区に隣接する向ヶ丘地区の取り扱いについて、上作延地区住居表示検討委員会事務局にお寄せいただいた皆様の御意見の報告を受けて、重要な検討事項として慎重に協議したところ、原則として住居表示の実施予定区域に含めないことを決定しました。

また、道路で区画されていない上作延地区と向ヶ丘地区の現町界は、「道路、河川等の明確な施設によって町を区画する」という住居表示実施の方針に基づき、上作延地区の住居表示を実施する際に、可能な限り合理的なものにする必要があります。ついては、関係する住民の皆様の御意見を賜りながら、引き続き重要な検討事項として協議してまいりますので、御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、上作延地区の一部地域（川崎市緑ヶ丘霊園部分）については、「住居表示に関する法律」が市街地を対象としていることから、住居表示の実施予定区域に含めないことを決定しております。

<問合せ先>

事務局：川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

電話：044(200)2736

FAX：044(200)3912

住居表示検討委員会とは

上作延地区の住所は、現在、土地の地番で表しているため、住所が錯綜し、わかりにくくなっている部分があります。そのため、街区符号と住居番号を用いて建物に順序よく番号を付け、住所をわかりやすく表示する住居表示の制度の実施を検討するため、令和2年10月23日に「上作延地区住居表示検討委員会」を設立し、新たな町の境界や名称などについて検討を進めています。

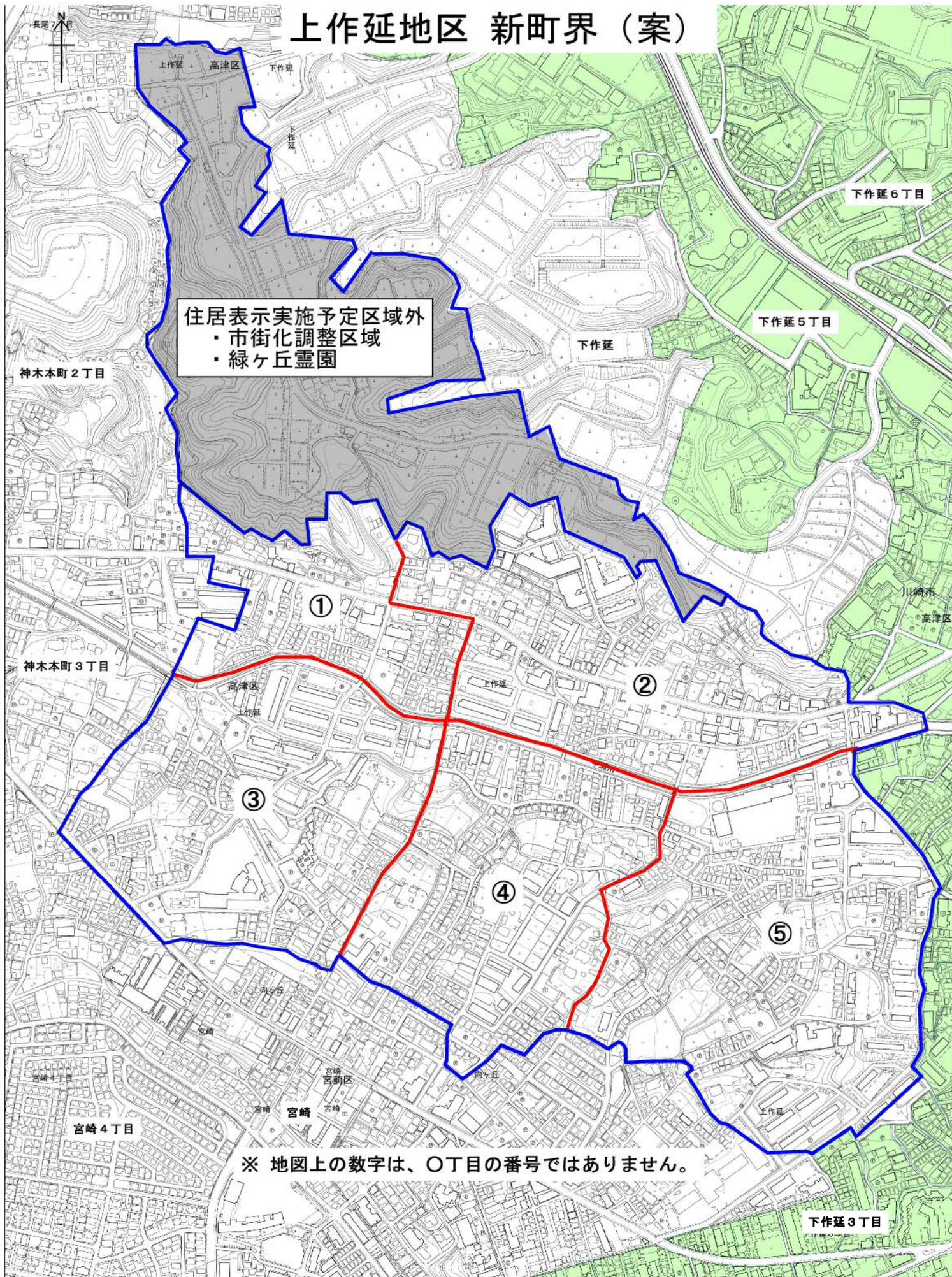
上作延地区住居表示検討委員会委員

令和3年12月現在

	氏名	役職	所属
1	浅田 幾美	委員長	上作延町会
2	齊藤 安男	委員	
3	水科 宗一郎	副委員長	
4	三田 敏幸	委員	
5	金子 貞視	委員	
6	吉村 直	委員	上作延公社住宅自治会
7	大滝 登一	副委員長	上作延団地自治会
8	志田 袈裟義	委員	上作延第2住宅自治会
9	桑田 仁	委員	
10	植木 明	委員	不動ヶ丘共同住宅自治会
11	郷 澄子	委員	
12	沼田 傑	委員	不動ヶ丘第2団地自治会
13	大塚 明宏	委員	
14	加々見 元弘	委員	上作延第1自治会
15	今野 昭二	委員	

順不同・敬称略

上作延地区 新町界（案）

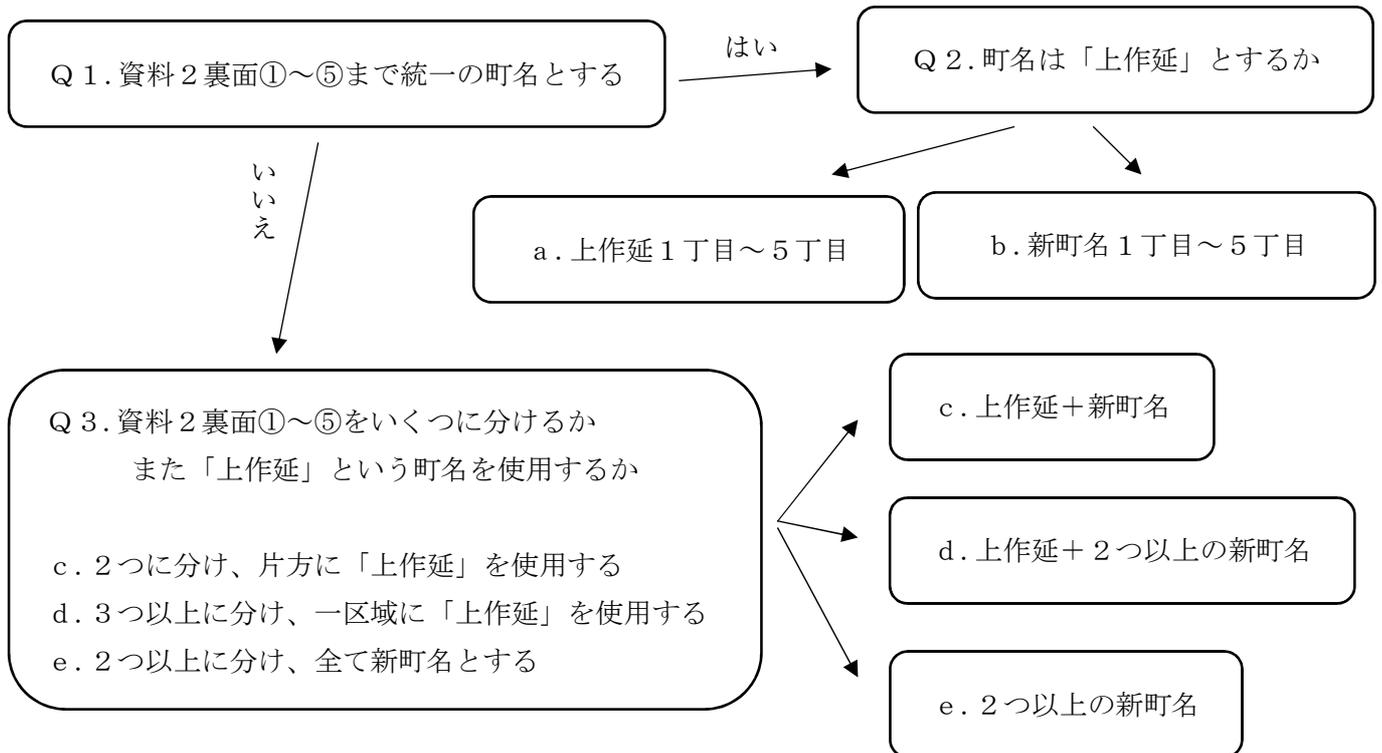


上作延地区の新町名（案）について

1. 新町名（案）の検討

- (1) 新町界によって複数に分かれた町の名称を統一するか、複数にするか。
- (2) 「上作延」以外の新町名を設ける場合は新町界が新町名に適切か再検討する。

★新町名の検討フロー



【補足】

(1) 検討ポイント

- ・慣れ親しんだ町名を尊重する。
→地元で呼ばれている名称は馴染みやすい。
新しい名称は馴染みがないことから、受け入れられにくい。
- ・地名は土地の歴史を表し、由緒あるもの。
→地名も大切な資産であり、安易に変更すべきものではない。

(2) 新しい町名にした場合

- ・郵便番号が新しくなる。
→手続先によっては、住所変更の手続に時間がかかる。実施直後に手続できない。
例) インターネット上で住所変更をする場合（プルダウンに表示されない）
手続先のシステムに新郵便番号が反映されていない場合
※いずれも管理会社が新郵便番号を更新した後、住所変更の手続が行える。